

諮問日：平成30年5月29日（平成30年度（最情）諮問第8号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（最情）答申第40号）

件名：最高裁判所が記録謄写業務に公募制を採用した経緯が分かる文書の不開示
判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、平成19年頃、裁判所の記録謄写業務公募制を採用するに至った経緯が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年4月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所において記録謄写業務を公募する根拠は、平成13年9月30日付け最高裁経総第625号経理局長通達「最高裁判所所管の国有財産の事務の取扱いについて」（以下「本件通達」という。）の別紙「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱基準」の5に「公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとする。」とあることであつた（本件通達は、平成29年6月30日限りで廃止された。）。本件通達の制定及び改正時の記録（平成13年、平成15年、平成17年、平成18年及び平成22年のもの）

中に本件開示申出文書に該当する文書が存在する可能性があると考えられたため、これらの記録を探索したが、保有している平成22年改正時の記録中に本件開示申出文書に該当する文書はなく、それ以前の記録は既に廃棄している。

そのほか、最高裁判所において保有するファイルを探索したが、本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年5月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月20日 審議
- ④ 同年9月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所においては、本件通達の廃止時の記録を含めて探索したものの、本件開示申出文書に該当する文書は見当たらなかったとのことであり、探索の方法を含め、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人